

令和8年加美町議会予算審査特別委員会会議録第5号

令和8年3月5日（木曜日）

出席委員（14名）

委員長	伊藤 淳 君	副委員長	三浦 又英 君
委員	田中 草太 君	委員	早坂 潔 君
委員	今野 清人 君	委員	佐藤 圭介 君
委員	早坂 伊佐雄 君	委員	早坂 忠幸 君
委員	伊藤 由子 君	委員	木村 哲夫 君
委員	三浦 英典 君	委員	沼田 雄哉 君
委員	米木 正二 君	委員	高橋 聡輔 君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

町 長	石 山 敬 貴 君
副 町 長	千 葉 伸 君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐々木 実 君
危機対策課長	早坂 卓 君
企画財政課長	内海 茂 君
行政経営推進課長 兼新庁舎整備室長	庄 司 一 彦 君
ひと・しごと推進課長	橋 本 幸 文 君
町 民 課 長	西 山 千 秋 君
税 務 課 長	猪 股 良 幸 君
農 林 課 長	尾 形 一 浩 君
農業振興対策室長	我孫子 裕 二 君
森林整備対策室長	後 藤 勉 君
商工観光課長	阿 部 正 志 君
建 設 課 長	村 山 昭 博 君

高齢障がい福祉課長	森 田 和 紀 君
地域包括支援センター所長	川 熊 裕 二 君
保 険 健 康 課 長	武 田 明 美 君
こ ども 家 庭 課 長	鎌 田 征 君
こども家庭センター所長	相 澤 育 君
上 下 水 道 課 長	塩 田 雅 史 君
会計管理者兼会計課長	相 澤 栄 悦 君
小 野 田 支 所 長	伊 藤 一 衛 君
宮 崎 支 所 長	鎌 田 裕 之 君
総務課参事兼課長補佐	内 出 泰 照 君
教 育 長	鎌 田 稔 君
教 育 総 務 課 長	遠 藤 伸 一 君
学校教育環境整備推進室長	渡 辺 信 行 君
生 涯 学 習 課 長	佐々木 功 君
農 業 委 員 会 会 長	板 垣 文 一 君
農業委員会事務局長	佐 藤 登志子 君
代 表 監 査 委 員	田 中 正 志 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	青 木 成 義 君
次 長 兼 総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	尾 形 智 弘 君
主 事	鈴 木 智 史 君
主 事	千 葉 奏 衣 君

審査日程

総括質疑

議案第23号 令和8年度加美町一般会計予算

議案第24号 令和8年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

議案第25号 令和8年度加美町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 26 号 令和 8 年度加美町介護保険特別会計予算
議案第 27 号 令和 8 年度加美町介護サービス事業特別会計予算
議案第 28 号 令和 8 年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
議案第 29 号 令和 8 年度加美町霊園事業特別会計予算
議案第 30 号 令和 8 年度加美町営駐車場事業特別会計予算
議案第 31 号 令和 8 年度加美町下水道事業会計予算
議案第 32 号 令和 8 年度加美町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

総括質疑

議案第 23 号 令和 8 年度加美町一般会計予算
議案第 24 号 令和 8 年度加美町国民健康保険事業特別会計予算
議案第 25 号 令和 8 年度加美町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 26 号 令和 8 年度加美町介護保険特別会計予算
議案第 27 号 令和 8 年度加美町介護サービス事業特別会計予算
議案第 28 号 令和 8 年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
議案第 29 号 令和 8 年度加美町霊園事業特別会計予算
議案第 30 号 令和 8 年度加美町営駐車場事業特別会計予算
議案第 31 号 令和 8 年度加美町下水道事業会計予算
議案第 32 号 令和 8 年度加美町水道事業会計予算

午後 1 時 0 0 分 開議

○委員長（伊藤 淳君） 皆様、ご起立願います。

本日もよろしくお願いします。

ご着席願います。

ただいまの出席委員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

総括質疑

○委員長（伊藤 淳君） これより総括質疑を行います。

総括質疑の順序は、通告のあった順序で行います。

なお、質疑の回数は、会議規則第54条により、3回を超えることができませんので、再質問は2回までとなります。

それでは、通告1番、5番早坂伊佐雄君の総括質疑を許可します。ご登壇願います。

〔5番 早坂伊佐雄君 登壇〕

○5番（早坂伊佐雄君） それでは、通告に従って、大綱2問について総括質疑をさせていただきます。

まず1つ目ですが、油流出問題について。

この問題につきましては、一般質問でも今野議員が質問しておりますが、この流出問題が発覚してから、早いもので1年以上が既に経過しております。その間、町は消防署や保健所等の関係機関と連携し、ボーリング調査も実施しましたが、いまだに原因は不明であります。

今後の町の対応と考え方について伺います。

○委員長（伊藤 淳君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 本日も皆様よろしくお願いいたします。

早坂委員からは、総括質疑としまして大綱2問で、1点目、油流出問題についてご質問をいただきました。

委員ご指摘のように、この問題が発覚しましてから1年余りが既にたっております。いまだその原因を特定することができずに、町としましては代執行という形で、今、筋川への油の流出、または流れ出た油の拡散防止といったことに鋭意取り組んでいる最中でございます。

改めまして、せっかくの機会をいただきましたので、私から少しトータル的なことも含めま

して振り返りもさせていただければと思います。お時間をいただくこと、恐縮でございますが、よろしくお願い申し上げます。

今野議員の一般質問でいただきましたことと重複するかもしれませんが、もう一度振り返りをさせていただきますと、昨年２月にこの問題が発覚して以降、町として大きく取り組んできたことは、大きく２点ございます。それは、１つとしまして、筋川に流出してしまった油を拡散しないように、フェンスであつたり吸着剤を用いてその拡散防止を図るといったこと。さらには、もっと積極的に、筋川への流出自体を止めるために、上流にあります、上手にあります水田をお借りしまして、そこをボーリング、そして約２メートルほどの縦穴を掘らせていただいて、そこから出てくる油を回収していくといった作業を続けさせていただきました。

昨年の２月から始まりまして、そこからはしばらくは町民課が担当だったんですが、町民課の職員が毎日毎日その吸着剤とフェンスの交換ということで、朝になりますと胴長をつけ、資材を持ち、そして川に入って吸着剤の改修、フェンスの張り替えといったことをさせていただきました。その後は、さすがに町民課だけでは負担が随分とかかりましたので、そのほかの担当課の職員も輪番制を取りまして処理を行わせていただきました。その一方で、さすがに通常業務にも差し障りが出るということになりましたので、議会でも予算をお認めいただきまして、今は委託といった形を取らせていただいております。

そもそも、この筋川への流出または拡散防止ということを町が行わなければいけない経緯を少しだけお話しさせていただきますと、もちろん原因者、責任者という者が明確になった場合は、町ではなくその原因者、責任者がやらなければいけない責務かという認識は当然しておりますが、第１点として、いまだ原因者が特定できないということで、しかも、筋川自体が町の所管であること、その下流にいきますと田川と合流して県管轄の田川に流れ、そしてさらにすぐ国管轄の鳴瀬川と合流するといったことがございます。

この発覚当初から、上部団体の国、県といろいろ相談をさせていただいた結果、下流になればなるほど油の被害が拡大するといった懸念から、町でとにかく筋川内に抑えるといったこと。さらには、筋川自体から下野目地区の方々、農家の方々が多いんですが、１０町歩以上の水田耕作を行っているといったこと。昨年の２月期でございますので、長引いてきたときに、既に原因が解明できないまま、まだ油の流出量が抑えられないまま、いわゆる代かきの季節を迎えたということもありまして、徹底的にまずは町として行わせていただいたのが、繰り返しになりますが、筋川に流れ出した油の拡散防止策といったものでございました。

これもご報告をさせていただいておりますが、幸いに、水田へ油が流出したといったような

事案の報告は全くございませんでしたし、さらには、田川、鳴瀬川へ油が流出したといったこと、今現在でもありません。さらには、最も委員の皆様も気にされているかもしれませんが、じゃあその流出量は現在どうなっているのかお話しさせていただきますと、これは目視によるものも多分に含まれますが、去年の3月、4月が油の流出がピークだったのではないかと。当時を振り返らせていただきますと、あそこの筋川の上に架かっております、筋砂川橋という名前ですが、そこに行きますと、一番ひどかったときで臭いすら当時しておりました。しかしながら、今現在はそういったことはないということを考えますと、流出量というのは格段に抑えられてきたのかなと思っております。

原因究明に関しましては、まず油の油種というのが何であるかといったこと、これは様々な複数回にわたる少し高度な分析技法を委託しまして、分析をかけさせていただきました。その結果、灯油であるといったこと、これは間違いなく判明しております。

これは私が分析会社の担当の方とお話しをさせていただいたときに口頭で言われたことではありますけれども、古い灯油ではなく新鮮な灯油であるといったこと、こういう報告を受けたことがございます。

具体的な原因究明のために、町としましてもボーリング調査を行わせていただきました。縦にして恐らく3メートルから4メートルぐらいの縦穴ボーリングを行いまして、地下水にぶつかるまで穴を掘っていきます。そこから地下水をくみ上げて、灯油と思われる油成分が含まれているかいないかということを、後からになります。先ほど言いました高度な分析技法によって油種分析も行いました。全ての縦穴から検出されました油も、灯油であることが判明しております。

そのような形で報告書をまとめていきますと、近傍の民間事業所におきまして、灯油の地下タンクを持っている場所がございます。その方向に流出傾向があったこともありまして、6月8日に、もともとそのタンクの検査を再度行うことを協議させていただきまして、ご承諾をいただいた上で、6月8日に検査を行いました。

記憶違いでなければ、そのときに初めて地下タンクにおきまして、その2日前におきまして、そのタンクの油が漏えいしているか否かを検出します検知管というものがございます。その検知管から油が確認できたことを、事業者からの報告で私どもも知ることになりました。検知管から油が出れば、消防としましても、すぐさま本来であれば緊急停止処分というものをかける段取りになりますが、ちょうどたまたまその検査を行う日と重なりましたので、すぐに検査を行いました。しかしながら、微加圧検査の結果では、タンクに異常なしの判定が出たというこ

とになりますと、消防のほうでは、タンクが原因ではないといった判定を下さざるを得ないと
いった事情があります。この結果、それではその近傍から出ている油というのはどこから来て
いるのかといった解釈になりますと、その原因源は付言できないが、ここ以外のところから流
れ込んできているのではないかとといったことが、当時の消防の解釈でございました。

その後も、私どもとしましては、検知管から採取されました油を分析にかけましたとき、そ
れもまた灯油であるといった判定もいただいております。

そこから、また話をちょっとだけ変えさせていただきますと、昨年になりまして、大崎の保
健所が非常にこの問題の解決に対しまして協力的に動いてくださっております。正確な法律名
も言わなければいけないので、ちょっと見させていただきますと、保健所からは、昨年の9月
18日に大崎保健所長から民間施設に対して、水質汚濁防止法第14条の4の規定によりまして、
事業者の責務の履行についてという通知を行っていただいております。事業者の責務として必
要な措置を講じるように強く求めるといった内容の文書を事業者に提出させていただいており
ます。

そのときに、先ほどから検査として行いました微加圧検査というものの、これも検査方法の一
つ、タンクに異常があるかないかを判定する一つの方法ではあるんですが、さらに上位の検査、
精密な検査と思われましてガス加圧検査というものを依頼していただいております。

しかしながら、議会においても、今野議員のときもお話ししましたが、こういったものは全
て強制権がないといった事情がございまして、あくまで事業者の承諾の下にその検査を受け入
れるか、受け入れないかという判断をお願いするしかございません。

11月12日になりまして、先ほどの大崎保健所の担当者の方が当該民間施設に再度訪問し、担
当の方からは、民間施設に対しガス加圧検査を再度口頭で打診したわけでございますが、民間
施設からは、種々の理由があるとは存じ上げますけれども、ガス加圧検査は行わないとの回答
があったとの報告を受けております。

私どもとしましては、これも繰り返しの答弁になるやもしれませんが、とにかく原因者が特
定できないといった状況、そのガス加圧検査に対する承諾をいただいていない以上、もう一歩
踏み込んだ対応が大変難しい状況には確かになっておりますが、このところは各機関と再度
連携をさせていただきながら、この検査の受入れ等であつたり、その原因究明にさらに鋭意努
力していかなければいけないかなと考えております。

ちなみに、蛇足の言葉になるかもしれませんが、先ほどから言っています微加圧検査、ガス
加圧検査、これは何が違うかといいますと、タンク内にかかる圧力が10倍ほど違います。微加

圧検査は、ちょっと専門的な単位になりますけれども、2パスカルという圧力をかけますが、ガス加圧の場合はその10倍の20パスカルをかけます。実際に過去事例を見させていただきますと、微加圧検査においてオーケーと、大丈夫ですよと判定されたタンクにおいても、ガス加圧検査においていわゆるピンホールのような小さな小さな穴が見つかったといった事例は、実は調べれば調べるほど結構出てまいりますので、やはりこういった精密な検査をお願いしたいといった思いでいるというのが、今の現状でございます。

今後も、繰り返しになりますけれども、様々な形でこの原因究明を行っていかないうちは、委員の皆様から大変ご心配をいただいているように、町として予算をずっとつけ続けなければいけないのかといったご心配もいただいていること、これも重々承知で、私どもとしても心に強く受け取っておりますので、原因解明に引き続き鋭意邁進させていただければといった考えでおります。

足りなかった分は、再質問をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（伊藤 淳君） 5番委員。

○5番（早坂伊佐雄君） 再質問しようと思っていた内容が、1回目の答弁でかなりつぶさに説明いただきましたので、あまりなくなってしまったんですけれども、私も何点か確認してから最終質問かなとは思っていたんですけれども、先ほどのボーリングの検査の結果、ちょっと重複しないところで言いますと、国道347号沿いのタンクの路側帯のところで確認をされたと。宮崎に行く県道のほうでは確認はされない。そして、国道を横切って南側に行く中で、高低差を考えると高いほうからやっぱり、当然下から上には流れませんので、高いほうから下に流れて田んぼに行って筋川だろうということは当然想定できるわけなんですけれども、先ほども町長からありましたけれども、タンクは確かに、私もこの質問をするに当たっていろいろ専門の方々と話をしましたら、昔はタンクは何十年かたつと全部掘り起こして新しいものにしていたようなんですけれども、今はやっぱり変わってきて、内部の塗装をすとか、いろいろ工法が4つぐらいあるそうですけれども、それでやって、特に事業者とすると、日々どれだけの量が減っているということで検査もする、また消防でも3年に1回検査もするというので、圧をかけた中でもそれは出ていないということで、それは当然そうになっている結果を尊重するしかないと思うんですが、ただやっぱり、先ほども検知管付近のところに出ているというところで、しかも新鮮な灯油だという表現がありましたけれども、そうなってくると、以前から漏れていて、どこかにたまっていたものが流出しているんじゃないというところを考えると、先ほど確かに10倍のという、ちょっと名前までは聞き取れませんでしたけれども、やっぱりもっと精度の高

いというか高度な検査をする必要があるかなと。そうすることによって、場合によっては事業者もすっきりした形でできるかなと思いますし、保健所や消防などと、それ以上はなかなか踏み込めないんだというものの、やっぱりそのために、再度の検査は当然事業者の協力が得られないとできないということではありますけれども、例えばその費用負担を町で持つとか、そういうことで再度協力をして、何か原因不明のまいつまでなるのか分かりませんが、ピークは過ぎたというもののまだまだ続いているわけですので、それもやはり早期にとっても難しいとは思いますが、関係機関と連携を取りながら、再度その高度な検査をお願いするというのも一つではないかなと思うんですが、それについてお願いします。

○委員長（伊藤 淳君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

繰り返しになるかもしれませんが、やはり高度な検査を行ったことによって初めてタンクの破損が判明したといった事例もございますので、引き続き、間違いなく私どもとしてもその検査を行うといったこと、また今回の、これは御礼になりますけれども、今野議員、今日は早坂委員から、このような筋川のご質問をいただいたことも含めまして、様々な機関におきましてこの問題に関心のある公的機関が、今日の委員会も恐らく見ているんじゃないかと思いますが、特に今野議員からの質問の後に、国の機関から町にもご連絡があったといったこともありますので、かえってこの問題を公の場で取り上げていただいたことによって、また関係機関にも関心を高めていただき、いい意味での連携ができる土壌をつくっていただいたと思っております。それに関しまして、本当に御礼を申し上げさせていただきたいと思っておりますし、繰り返しですが、引き続きその検査方法も含めまして、様々な方々からお知恵をいただきながら、それが実現するよう鋭意努力していきたいと考えております。

○委員長（伊藤 淳君） 5 番委員。

○5 番（早坂伊佐雄君） この件に関しては最後となるかと思うんですが、現在、特別交付税もどの程度になるか分からない中、原因も不明ということで、先の見えないトンネルの中に今いるような状況かと思います。今の答弁の中で、国の機関から連絡があったと。どこまで相談に乗ってもらえるのか分かりませんが、そういう話も伺いました。これまでの、例えば保健所や消防も含めまして、今後の対策についての話合いの場を設ける必要もあると思いますし、また、以前本町でも、賀美石地区で油の流出が過去にありました。それに携わった方からも話を聞くと、あまり費用もかからないで、一応こうやって止めるのも一つの方法ではないかというアドバイスも昨日いただきました。そんなことも参考にしながら、あとはまず止ま

れば、どの程度までなのか分かりませんが、全部の土壌を入れ替える必要もないかなとは思いますが、あとは土壌改良するとか、そういう薬もいろいろありますので、まずは止めるための方策をいろいろ、皆さん心配している中でもお知恵を出していただいているところもありますので、機会があれば、また今日でなくても話をさせていただきたいなと思うんですけども、ぜひ、国からということだったので、国の出先の機関がどこか分かりませんが、ぜひ早急に一回話し合いを持つ必要があるかなと。そして、過去の賀美石の事例も参考にしたいかなと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（伊藤 淳君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 私も、恐らく早坂委員ほど深掘りはしていないんですが、賀美石の事件は存じ上げておまして、もちろんその後の土壌処理やそれに要した費用というのは、ちょっと今私は持ち合わせてはいませんが、私としては、あの事例を知ったときに、やはり当時も定期的な様々な検査を行っているはずだったにもかかわらず、その検査ではタンクに異常は見つからなかったということだったと思います。しかしながら、あそこのガソリンスタンドを廃業する段において、タンクを掘ってみたら、もう土壌が油まみれだったといった事例で間違いのないかなと思います。ですので、引き続きやはり検査、いわゆる高度な検査を求めつつ、そういった次のステップを踏むための別な、これまでいろいろなアイデアはあったものの、それを採用してこなかったものも一度全て見返しながら、もう一度身近なそのようなお話もいただきながら、この筋川の問題の解決に、根本的な解決に向けた取組を行ってまいります。

○委員長（伊藤 淳君） 5 番委員。

○5 番（早坂伊佐雄君） それでは、大綱 2 問目の部活動の地域展開についてですが、この件につきましては、9 月と今定例会でも一般質問を私もさせていただきましたが、部活動の地域展開については、施政方針で原点に立ち返って検討すると述べておりますけれども、以下の点について伺います。

1 つとして、施政方針と令和 8 年度の予算の関係。

2 つとして、問題解決に向けた基本的な考え。

そして 3 つ目として、今後の進め方について伺います。

○委員長（伊藤 淳君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 大綱 2 点目、部活動の地域展開についてということで、3 つご質問をいただきました。順次、お答えさせていただきたいと思います。

初めに、1 点目の施政方針と令和 8 年度予算との関係についてにお答えさせていただきたい

と思います。

私、施政方針の中で、この部活動の地域展開に関しましては、一度原点に立ち返って、再度、ここまでの言葉は言わなかったかもしれませんが、再度地域の皆様、PTA、そして生徒さんたち、または関係諸団体の皆様のしっかりとした合意形成を得ながら、一回足を止めて、しっかりと熟議を重ねていって、その準備期間に充てていく年にしたいといった話をさせていただきました。

といいますのも、そこから少し内情に踏み込ませていただく発言になるかもしれませんが、町としましては、今年度、当初令和9年度の部活動の地域展開の完全実施を目標に動いてまいりました。しかしながら、その目標を掲げたところだったわけなんです、様々な部分におきまして、課題となるべきことが、ある意味山のように出てきたと、こういった表現ですみませんが、山のように出てきたかと思っております。特に私も、昨年の秋、冬の頃、11月頃からと言わせていただきますが、11月頃から関係する中学校の先生であったり、またはお子様をお持ちのPTAの方、またはスポーツ少年団に関わられている方などから、幾つかの問題が出てきました。例えば今後指導者となる方々への費用負担というのは、実際自分たちが負担していかなければいけないのだろうかとか、保険の問題も自分たちが掛けていかなければいけないのだろうかといった、ストレートな金銭的な問題も含めまして、様々な課題が提出されました。

それを鑑みまして、教育長または教育委員会と、実務的に結構長く様々な観点から、実際に令和9年度を目指していくことが果たして正しいのかと、これは拙速なんではないかといった議論を、最終的な施政方針の文言を決めなくてはならない1月下旬ぐらいまで議論に議論を重ねさせていただきました。

実は、ここも正直にお話しさせていただきますと、一番最後までかかったのが、あの原点に返るといった、あそこの文章になります。結論としまして、私どもとしてはあのような表現で、一度立ち返り、そして令和9年度といった数値は一回取り下げさせていただいて、令和8年度、しっかりと熟議を重ねて、県の締切り、何年度と出ておりますけれども、まず一番大切なのは、この加美町の子どもたち、この加美町に合った部活動の地域展開を私たち自身でしっかりと目指していこうといった体制が整うまで、一度やはりいろんな議論を重ねさせていただきたいといった思いでお話しをさせていただいております。

しかしながら、ここから実務的なお話になりますが、予算の審議というのはそれぞれ、私からも大体施政方針の流れというのは出させていただきましたが、12月におきまして予算のヒアリングが行われまして、そして査定を経て、大体1月中旬には骨格が固まってまいります。そ

こで、私と、教育長もになりますけれども、その方向が変わったことをしっかりと担当の職員一人一人に、私、今思うと本当に申し訳なかったなと思うんですが、職員に伝えるのを少しおろそかにしてしまった部分がありました。

ですので、本当に今回のことは、一番の責任は私にございますので、しっかりと周知徹底する、情報共有することがなされなかったために、職員にも、それ以上に委員の皆様にもちよつと不一致な、施政方針と予算の説明が不一致といった違和感を受けさせてしまったこと、これは本当に私からおわび申し上げないといけないことかと思っております。申し訳ございませんでした。今後の糧にさせていただければと思っております。

このことを、以上の状況を含めまして、今後のことになりますけれども、2点目、3点目のことになりますが、今後国も、この部活動地域展開に関しまして、正直申し上げまして、また変わってくるんじゃないかなといったこともございます。ですので、改めて関係団体と丁寧な協議を行っていく、そして合意形成を図っていくということ、これをしっかり行っていくとともに、恐らく今回のこの部活動地域展開を進めていきますと、やはり予算も伴うことになるかと私自身、今推測しております。そういうこともありますので、新たな新しい方向性、何という名前になるか分かりませんが、しっかりとした方向性を出すための会議を創設しながら、私もその会議にしっかりと参加させていただきながら、状況というものをつくり上げていきたいと考えております。

繰り返してございますけれども、委員の皆様にも施政方針と予算の内容のギャップを生じさせてしまったことに対しまして、本当に申し訳なく思っております。以後こういうことがないように、私自身、鋭意努力していきたいと感じております。

以上でございます。

○委員長（伊藤 淳君） 5 番委員。

○5 番（早坂伊佐雄君） 町長から謝罪までされると、これ以上は追及するつもりもないんですが、確かに私も臆測としては、予算の締切りと、その後いろいろ熟慮した中で、大きな方向転換で原点に立ち返って検討するというところで、予算のほうはもう先走っているんですが、そういう原因かなと思っておりました。ぜひ今後ないようにということで、お願いしたいと思います。

それで、釣りでいいますと、隣と仕掛け同士が絡まってしまってどうしようもない、お祭りというんですけれども、12月、11月あたりからもうそのお祭り状態で、どういうふうに仕掛けをほどいたらいいのか、もう手がつかない状況で、そこに町長が自ら乗り込んで何とかしよう

とやっていただいたんだと思うんですけれども、なかなか複雑に絡まり合っていますのですぐには解決できないというところで、原点に立ち返ってとなったんだと思うんです。

特に、前に町長、走りながら云々みたいなのもあったかと思うんですけれども、この件に関しては、令和8年度は、3者の基本合意とか基本的な考えを構築する年度に1年間むしろ充てるべきではないかなということで、ここで途中までいった中で、予算だけを例えば、これは直接関係ないものもありますから、それはいいと思うんですけれども、何か見切り発車というのは大変危険かなと私は思っておりまして、今回何とかしなければいけないんだとは思いますが、ぜひそういう、(2)の問題解決に向けた基本的な考えに向けての基本合意の形成でありますとか、組織や構成員を含めた形で、そういうことを合意して、基本的な考えをつくるための1年間ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（伊藤 淳君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 委員おっしゃってくださったことは、私も基本のスタイルと、根本スタイルと思っております。お祭りという言葉、小学校以来に聞いて懐かしかったんですけれども、まさに表現としますとお祭り状態になっております。そして、関わってこられる方々というのが非常に多い、改めて蓋を開かせていただきますと多いのが地域の部活動展開ということなのかなと思っております。

ただ、まずそのお祭り状態をどうするかということは、これから鋭意努力しなければいけないとも思っておりますが、やはり一番大切なことは、子どもたちのためにということが一番根っこにあること、様々な先生、かみジョイの方、スポ少の方、PTAの方、お聞きしてもその1点に関しましては同じでございますので、まず一つ原点に立ち返るということは、何のための部活動の地域展開なのかなといったことを、私もまた、そして関係者の方々にも、子どもたちのためだよねといったところに立ち返らせていただきたいと思いますし、予算に関しましても、ご指摘のように、ちょっと実務的にどうするかはお時間をいただきたいと思いますけれども、もう一度整理整頓をさせていただき期間を持たせていただきまして、今後のしつかりと合意形成を得るといったことになうような整理の仕方をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（伊藤 淳君） 5番委員。

○5番（早坂伊佐雄君） 最後になりますけれども、やはり今答弁にもありましたように、スポ少でも、当初の考えと変わってきておりまして、やはり東京と加美町では、指導者の人数だとかいろんなところでも事情が違いますので、それを金太郎あめみたいに統一してやれというの

はやはり無理があると思いますので、国でもいろんな考えが一部変更になってきていますし、これからもなる可能性があるのかなと思っております。

それで、やはり我々も常任委員会でいろいろ、PTAの方々、先生方とも意見交換会を持ったわけですが、やはりまだまだ不安な点や説明不足な点、これは一般質問でも申し上げましたけれども、それをぜひ解消してから、ある程度方向性が決まって、一から百まで全部決まってからスタートというのではなくていいと思うんですけれども、ある程度大まかなところはきちっと決めた上で、一旦ここで完全に立ち止まった中で、私は合意形成までも今回かなり時間がかかるのではないかなと感じている部分もあります。ぜひそういうふうな点で、ある程度骨子が固まってからスタートをしていただきたいなとも思いますし、予算に関してですけれども、今答弁がありましたけれども、場合によってはどこかの時点で、今年度はやらないというのであれば減額補正をするとか、執行停止にするとか、いろんな方法があるかと思うので、その辺も含めて、やはり加美町の子どもたちのために、これも申し上げましたけれども、部活も任意になりますので、大分1年生も減っておりますけれども、2年生、3年生も含めて、どれだけ部活動の登録がされるかというのも新年度分かりませんので、そういう状況を見た中で、加美町の子どもたちのために、加美町に合った地域展開というのをお願いしたいなと思いますが、最後をお願いします。

○委員長（伊藤 淳君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 目指すところは、今の委員の加美町に合った、加美町の子どもたちのための部活動地域展開ということ、本当に100%思いは一致でございます。

少しだけお話しさせていただきますと、1月8日に林総務大臣が登米市に来られまして、この近隣の首長を集められまして、何か意見はございませんかと意見交換させていただきました。そのときに、私からは強く、所管外ではあるんですけれどもという前置きで、この部活動の地域展開というのが、先ほどご意見をいただいたように都会に合わせたものであって、全く地域を、田舎を見ていないものを紋切りで落としてこられていますと。まさに指導者だってどうするんだといったことも課題としてありますし、子どもたちが減っていく中での部活動、そして任意加盟となればさらにということになりますので、もう少し国としても、その地域に合わせた形、フレームというのを考えてほしいということを言わせていただきました。

ですので、同じことになりますけれども、あくまで都会、これが仙台市であるとか、そういう大都市であれば何も問題ないことなのかもしれませんが、やはり加美町、本当に加美町だけでできるのかといった問題も生じてくるのかなとも思います。いずれにしましても、お言葉を

借りれば、立ち止まってしっかりと考えていく期間に充てていかなければと思っております。

○委員長（伊藤 淳君） 以上をもちまして、5番早坂伊佐雄君の総括質疑は終了いたしました。

これをもちまして、本職に通告がありました総括質疑は全て終了いたしました。

総括質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。14時まで。

午後1時41分 休憩

午後2時00分 再開

○委員長（伊藤 淳君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第23号 令和8年度加美町一般会計予算

議案第24号 令和8年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

議案第25号 令和8年度加美町後期高齢者医療特別会計予算

議案第26号 令和8年度加美町介護保険特別会計予算

議案第27号 令和8年度加美町介護サービス事業特別会計予算

議案第28号 令和8年度加美郡介護認定審査会特別会計予算

議案第29号 令和8年度加美町霊園事業特別会計予算

議案第30号 令和8年度加美町営駐車場事業特別会計予算

議案第31号 令和8年度加美町下水道事業会計予算

議案第32号 令和8年度加美町水道事業会計予算

○委員長（伊藤 淳君） 本特別委員会に付託されました議案第23号令和8年度加美町一般会計予算から議案第32号令和8年度加美町水道事業会計予算までについて討論を行います。

まず、原案に反対者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）

次に、原案に反対者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）

原案に賛成者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）

原案に反対者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）なしと認めます。

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）なしと認めます。

ほかに討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより歳入歳出予算議案について予算審査特別委員会に付託されました議案第23号令和8年度加美町一般会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（伊藤 淳君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号令和8年度加美町国民健康保険事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（伊藤 淳君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号令和8年度加美町後期高齢者医療特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（伊藤 淳君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号令和8年度加美町介護保険特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（伊藤 淳君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号令和8年度加美町介護サービス事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（伊藤 淳君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号令和8年度加美郡介護認定審査会特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（伊藤 淳君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号令和8年度加美町霊園事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（伊藤 淳君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号令和8年度加美町営駐車場事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（伊藤 淳君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号令和8年度加美町下水道事業会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（伊藤 淳君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号令和8年度加美町水道事業会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（伊藤 淳君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、令和８年度予算審査特別委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

以上をもちまして、審査を終了いたします。審査に際しまして、委員の皆様のご協力に深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

これにて令和８年度予算審査特別委員会を閉会いたします。

皆様、大変ありがとうございました。

午後２時０８分 閉会

上記会議の経過は、事務局長青木成義が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和８年３月５日

予算審査特別委員会委員長 伊 藤 淳